

## 右京の魅力発信事業に係る業務 受託候補者選定要領

### (目的)

第1条 この要領は、右京の魅力発信事業に係る業務の委託に当たり、業務の目的及び内容を効率的かつ効果的に実現するため、当該業務の受託者として最も適した候補者の選定に関し必要な事項を定め、これをもって業務の品質確保に資することを目的とする。

### (受託候補者選定会議の組織)

第2条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、右京の魅力発信事業に係る業務受託候補者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催する。

2 選定会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

座長 右京区役所地域力推進室長  
副座長 同地域力推進室総務・防災課長  
同地域力推進室企画連携課長  
同地域力推進室まちづくり推進課長  
同健康福祉部健康長寿推進課長  
同子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長  
同京北出張所次長

3 座長は、会議の議長となる。

4 座長に事故があるとき又は欠けたときは副座長がその職務を代理する。

5 選定会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

### (被選定候補者の特定)

第3条 選定会議において、企画提案書等を提出した受託希望者のうち、次に掲げる参加資格を全て満たす者を当該事業の被選定候補者として特定する。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。参加申出書の提出時点で、京都市競争入札有資格者名簿に登録している者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 参加申出書を提出した日から選定結果の通知の日までに、京都市から競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 委託事業の実施にあたり、許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (4) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

### (受託候補者の選定)

第4条 選定会議において被選定候補者から提出された企画提案書等を審査のうえ受託候補者を選定する。

- 2 被選定候補者から提出された企画提案書等を、別紙「右京の魅力発信事業に係る業務受託候補者選定審査基準」により、評価を行う。
- 3 選定会議構成員の評価点の合計値を被選定候補者の評価点とし、最高得点を獲得したものを受け託候補者として選定する。

(選定結果の通知)

第5条 京都市は、選定結果を全被選定候補者に対し文書により通知する。

#### 附 則

(施行期日)

この要領は、決定日から施行する。

## 右京の魅力発信事業に係る業務受託候補者選定審査基準

### 1 審査項目及び配点

右京の魅力発信事業に係る業務受託候補者選定会議（以下「選定会議」という）は、被選定候補者より提出された提案について、以下の審査項目に基づき評価を行う。

各項目における各審査員の審査結果から算出する合計得点（70点満点）の平均点を審査結果とし、最も順位の高い提案者を受託候補者として選定する。

なお、平均点が6割を下回る場合は、最も高い点数であっても事業予定者としない。

評価項目	評価内容	配点	合計
企画・実施	区民ライターのPRコンテンツ（原稿及び写真）を、適切かつ効果的に編集できるか。	10点	40点
	業務遂行にかかる目的の理解、視点、姿勢は適切か。	10点	
	事業の実現によって十分な効果を期待できるか。	10点	
	独自提案の内容が、より効果的な魅力発信の実現に即しているか。	10点	
業務遂行能力	事業実施に十分な体制が整備されているか。	10点	20点
	事業実施に十分な実績があるか。	10点	
見積金額	5点×(全受託希望者の中の最低提案価格)／(受託希望者の提案価格)	5点	5点
市内中小企業	本市区域内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。 (採点基準) <ul style="list-style-type: none"><li>・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業：3点</li><li>・中小企業以外で、本市区域内に本店又は主たる事務所を有する企業：2点</li><li>・本市区域内に支店、営業所を有する企業：1点</li><li>・その他：0点</li></ul>	3点	
	SDGs（持続可能な開発目標） 「これから約100年を紡ぐ企業認定」に該当するかどうか。		2点
	合 計		70点